

署 長	副署(次)長	交通官	課 長	繰・並	担当者

別記様式第 2 号（第 3 条関係）

自 動 車 保 管 場 所 届 出 書 （ 新 規 ・ 変 更 ）			自 動 車 の 区 分	登 録 ・ 軽
車 名	型 式	車 台 番 号	自 動 車 の 大 き さ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		(変更前)		
上記の事項について届出をします。				
警 察 署 長 殿		年 月 日		
		〒 ()		
住 所				
申請者		電話		
氏 名				

備考 1 法第 5 条、第 13 条第 3 項及び附則第 6 項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第 7 条（第 13 条第 4 項及び附則第 7 項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。

2 自動車の区分の欄は、法第 4 条第 1 項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。

3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。

4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であつた自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前 15 日以内に保管場所とされていたとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

新規	申請の登録番号	増車	旧車の登録番号	保管場所の所有者	連絡先
繰・変		代替		自己・他人・共有 (自己以外)	

（注）代替の欄は、申請時に申請する保管場所に旧車両がある場合に記載し、既に旧車両を処分してある時は、「処分済」と記載すること。